

2015 年度成蹊大学法科大学院入学試験問題 民法

【問題 1】(配点：50 点)

A は、自己所有の甲土地を東西 3 区画ずつ 6 区画の宅地に造成し、その東西の区画の中央を南北に貫く幅員 4 メートルの通路を開設した。この通路は、その北端で東西方向に通る公道に通じている。

A は、甲土地の 6 区画のうち西側中央の土地（乙土地）を X に売り渡し、その際、A と X は、通路部分のうち北側公道から乙土地に面した部分まで（以下「本件係争地」という。）に要役地を乙土地とする無償かつ無期限の通行地役権を設定することを合意した。以後、X は、本件係争地を乙土地のための通路として、自動車または徒歩で通行することにより継続的に使用し、公道に出入りしている。

その後、A は、甲土地の 6 区画のうち、東側中央、東側南および西側南の 3 区画ならびに通路部分を合筆した土地（丙土地）を Y に売り渡した。Y は、A から丙土地を買い受けるに際し、現に X が本件係争地を通路として利用していることを認識していたが、本件係争地の通行権の有無を A および X に確認していなかった。

Y が X の通行地役権を否定して X の通行を妨害した場合、X は、登記がなくても通行地役権を Y に対抗することができるか。

【問題 2】(配点：50 点)

平成 25 年 9 月 1 日、Y は、A 建設会社との間で、Y の注文により A が店舗兼住宅を建築する工事を請け負い、工事完成時期を同年 11 月末日とし、報酬金を 5000 万円（以下「本件報酬債権」という。）、①契約時に 1000 万円、②同年 10 月末日に 2000 万円、③完成引渡し時に 2000 万円を支払うこととする請負契約を締結した（以下「本件契約」という。）。

A は、工事の進行を遅延したが、同年 11 月 15 日、本件報酬債権のうち③の分割払金 2000 万円の債権を X に譲渡した（以下「本件債権譲渡」という。）。Y は、異議を留めないで本件債権譲渡を承諾した。本件債権譲渡時に、X は、債権が請負契約に基づく報酬債権であり、かつ、未完成工事の報酬金に属するものであることを知っていた。

A は、Y から報酬金のうち 3000 万円を受け取りながら、同年 12 月 10 日以降工事を中止して 5 割程度の工事をしたまま放置したので、翌年 1 月 31 日、Y は、本件契約を解除した。

平成 26 年 8 月 31 日、X は、Y に対し、A から譲り受けた債権 2000 万円の支払いを請求した。Y は、この請求を拒絶できるか。